

津市嘱託員の取扱いに関する要綱

平成30年3月30日訓第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、嘱託員の任用、賃金その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第2条 嘱託員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号の規定により任用される臨時の嘱託員とする。

(任用)

第3条 嘱託員の任用は、業務に必要があると認められる場合に、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）第8条の規定を準用してこれを行うものとする。

(任用の期間)

第4条 嘱託員の任用の期間は、1年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

(賃金)

第5条 嘱託員の賃金は月額とし、その支給額は別に定める。

(勤務時間)

第6条 嘱託員の勤務時間は、法第17条第1項の規定により任命される常勤の職員の例による。

(服務)

第7条 嘱託員の服務については、この要綱に定めるもののほか、津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の規定を準用する。

(公務災害補償)

第8条 嘱託員の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、嘱託員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成30年4月1日から施行する。